

要求水準書（浜松斎場） 修正箇所（2023/05/22）

修正箇所	修正前	修正後
P15 3 敷地整備要件 (1) 基本要件 ウ 配置計画	※記載なし	(オ)令和6(2024年)年9月から令和7(2025年)年3月までは、市がトイレを既存火葬棟敷地内に設置する。設置位置については、既存火葬棟の運営及び既存斎場解体撤去工事に支障がないよう協議する。なお、令和7(2025年)年4月から新斎場の供用開始までの期間は、トイレの確保について、事業者の提案とする。
P62 (10) 用語の定義 大規模修繕	※記載なし※	火葬炉設備：本体の入替えを行うこと。
P72 (7) 維持管理計画及び報告 イ 長期修繕計画書	(オ)「長期修繕計画書」及び保守点検結果等による修繕・更新の結果、建築物、建築設備、火葬炉設備等を継続して使用可能な状態として事業を完了するとともに、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築付帯設備等（火葬炉を除く）の修繕又は更新が必要とならない状態を確保するものとする。	(オ)「長期修繕計画書」及び保守点検結果等による修繕・更新の結果、建築物、建築設備、火葬炉設備等を継続して使用可能な状態として事業を完了するとともに、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築付帯設備及び火葬炉設備の大規模修繕又は更新が必要とならない状態を確保するものとする。
P74 (10) 用語の定義 大規模修繕	※記載なし※	火葬炉設備：本体の入替えを行うこと。
P79 12 事業期間終了時の引継ぎ業務	事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築設備等（火葬炉設備を除く）の修繕・更新が必要とならない状態	事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築設備及び火葬炉設備の大規模修繕・更新が必要とならない状態を基準に、事業期間終了前の概ね3年前より、引渡し

	を基準に、事業期間終了前の概ね 3 年前より、引渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。	時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。
P85 4 予約受付業務	ア 施設の予約受付は、市が現在運営している「浜松市火葬予約システム」を用いて、予約の受付と管理を行うこと。	ア 事業者が所有する端末を用いて、「 <u>浜松市火葬予約システム (Web システム)</u> 」を使用し、施設の予約受付を行うこと。
P88 10 使用料収納代行業務	イ 徴収した使用料は、特別な事情がない限り、当日又は翌日に現金引継簿にその現金及び納付書を添えて、市が指定する金融機関に入金すること。	イ 斎場使用料を徴収したときは、 <u>所定の日計簿に記録し、納付書(会計規則第 2 号様式その 2)にて、収納の日又はその翌日(その日が浜松市の休日</u> <u>を定める条例(平成元年浜松市条例第 7 6 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日)までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと。</u>
P93 4 予約受付業務	ア 施設の予約受付は、市が現在運営している「浜松市火葬予約システム」を用いて、予約の受付と管理を行うこと。	ア 事業者が所有する端末を用いて、「 <u>浜松市火葬予約システム (Web システム)</u> 」を使用し、施設の予約受付を行うこと。
P95 10 使用料収納代行業務	イ 徴収した使用料は、特別な事情がない限り、当日又は翌日に現金引継簿にその現金及び納付書を添えて、市が指定する金融機関に入金すること。	イ 斎場使用料を徴収したときは、 <u>所定の日計簿に記録し、納付書(会計規則第 2 号様式その 2)にて、収納の日又はその翌日(その日が浜松市の休日</u> <u>を定める条例(平成元年浜松市条例第 7 6 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日)までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと。</u>